

会員通知 第150号
平成24年12月27日

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小池善明

社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行による名称変更に伴う
「受託契約準則」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「受託契約準則」等の一部改正を行い、平成25年1月4日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、平成25年1月4日に社団法人投資信託協会が一般社団法人へ移行し、その名称が一般社団法人投資信託協会へ変更されることに伴うものです。

以上

社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行による名称変更に伴う
「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 受託契約準則の一部改正新旧対照表.....	1
2. 発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表.....	2

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用) 第29条 (略) 2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(12) (略) (13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び <u>一般社団法人</u> 投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。) 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80	(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用) 第29条 (略) 2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(12) (略) (13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び <u>社団法人</u> 投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。) 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80
3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>一般社団法人</u> 投資信託協会が前日の時価を発表するもの <u>一般社団法人</u> 投資信託協会が発表する時価 (3)・(4) (略)	3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>社団法人</u> 投資信託協会が前日の時価を発表するもの <u>社団法人</u> 投資信託協会が発表する時価 (3)・(4) (略)
付 則 この改正規定は、平成25年1月4日から施行する。	

発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(代用有価証券の種類及び代用価格) 第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際ににおける代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(10) (略) (11) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び <u>一般社団法人</u> 投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。） 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の70 2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>一般社団法人</u> 投資信託協会が前日の時価を発表するもの <u>一般社団法人</u> 投資信託協会が発表する時価 (3) (略) 3 (略)	(代用有価証券の種類及び代用価格) 第4条 売買証拠金の代用として差し入れができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際ににおける代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(10) (略) (11) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び <u>社団法人</u> 投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。） 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の70 2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>社団法人</u> 投資信託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価 (3) (略) 3 (略)

付 則

この改正規定は、平成25年1月4日から施行する。